

第2次釧路市 都市計画マスタープラン

ゆったりと時の流れる大地に抱かれながら、
安らぎ、喜び、楽しみを感じてずっと暮らせるまち



目 次

第1章 釧路市都市計画マスタープランの基本的な考え方

1	計画策定の背景と目的	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画期間	4
4	対象区域	4
5	将来人口の設定	4
6	推進体制	5
7	計画の構成	6

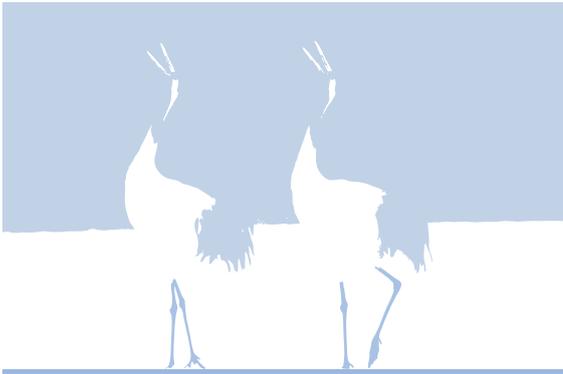
第2章 全体構想

全体構想体系図	8
第1節 現状と課題	11
1 釧路市の現状	12
2 情勢の変化と課題	15
第2節 基本方針	23
1 まちの将来像	24
2 まちづくりの基本目標	26
3 将来都市構造	30
第3節 都市計画方針	41
1 土地利用方針	42
2 交通体系整備方針	52
3 緑(自然)の形成方針	58
4 景観形成方針	60
5 その他の都市施設等整備方針	62
6 都市防災方針	68
第4節 都心部まちづくり	71
1 都心部の整備方針	72
2 都心部のゾーニング	73

第3章 地域別構想

1	地域別構想とは.....	78
2	地域別構想の内容.....	78
3	地域別構想策定の流れ.....	82
4	地域別構想の検証.....	82
5	地域主体のまちづくり ～まちのツボ～.....	83
6	まちづくりを推進するための支援.....	85
第1節	釧路西部地域.....	89
第2節	釧路中部地域.....	101
第3節	釧路東部地域.....	113
第4節	阿寒地域.....	125
第5節	音別地域.....	137
資料編	149

本文中の*印は、資料編の「用語解説」に掲載している事を示しています。



第1章

釧路市都市計画マスタープランの基本的な考え方

第1章 釧路市都市計画マスタープランの基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

(1) 都市計画マスタープランとは

市町村が創意工夫のもとに、住民の意見を反映させ、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、あるべき市街地像、地域の整備課題に応じた方針、都市生活、経済活動を支える諸施設の計画などをきめ細かく、かつ総合的に定めるもので、都市計画の方針を示すものです。

(2) 計画策定の背景と目的

今日、都市をとりまく状況は、人口減少、超高齢社会、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約など、大きく変化しており、都市化の時代から安定、成熟した都市型社会への移行と、誰もが住みなれた地域で安心、安全な暮らしができることが求められています。

本市においては、都市づくりの総合的かつ基本的な方針である「釧路市都市計画マスタープラン」を2001年(平成13年)3月に策定し、その後社会情勢の変化や3市町の合併及びそれに伴う上位計画の策定などに対応するため、2009年(平成21年)3月に改訂を行っています。また、2018年(平成30年)3月には、「*釧路市まちづくり基本構想」を策定し、その中では、*コンパクトなまちづくりの推進や利便性が高く効率的な公共交通網の形成などについて定め、持続可能なまちづくりへ向けた取組みを推進しています。

こうした経過の中で、今回、2020年度(令和2年度)をもって計画期間の満了を迎えることから、目標とするまちづくりの将来像をわかりやすく示し、実現するための考え方などを明確にすることを目的に、新たな「釧路市都市計画マスタープラン」の策定を行いました。

なお、住民説明会などによる新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、2021年(令和3年)3月に全体構想のみを策定し、地域別構想については2022年(令和4年)3月に合冊する形で改訂することとしました。

【これまでの策定経過】

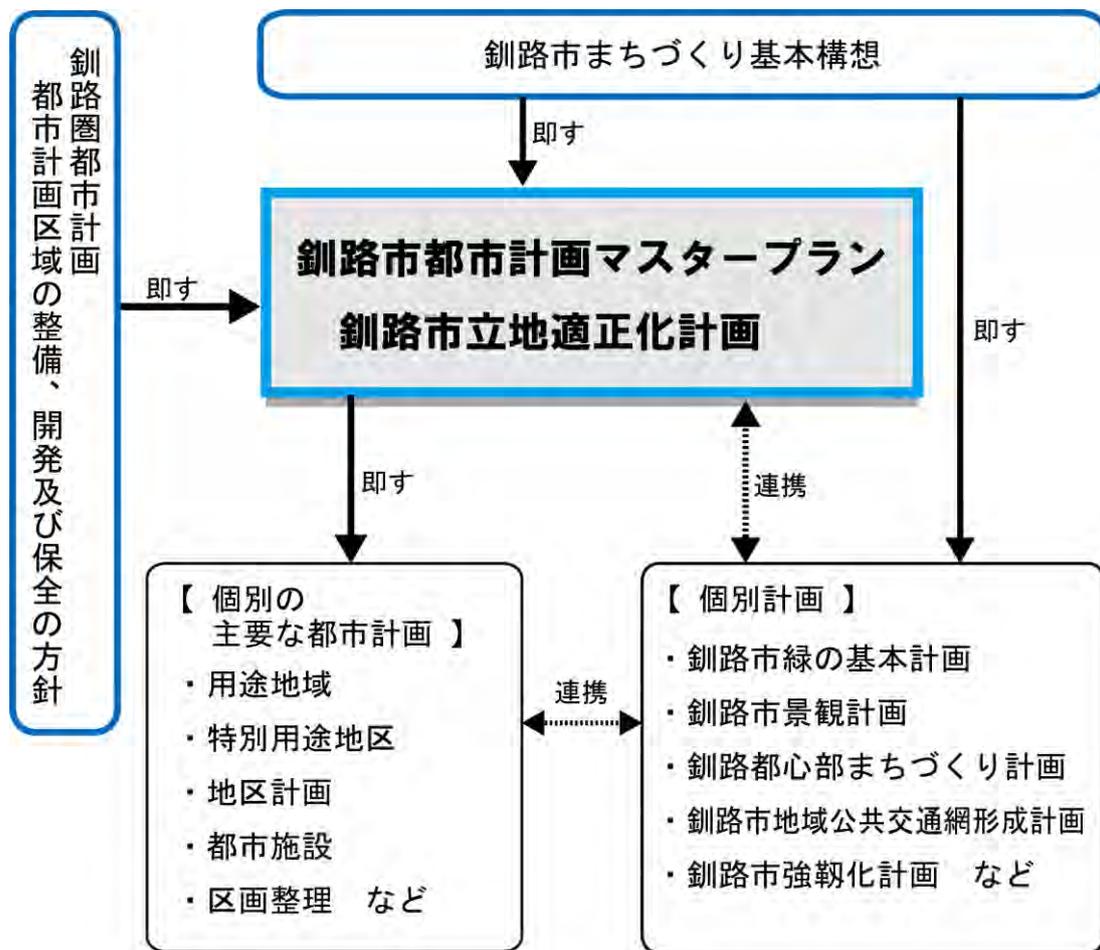
時期	経過
1992年(平成4年)6月	*都市計画法改正による都市計画マスタープランの創設
2001年(平成13年)3月	釧路市都市計画マスタープランの策定
2009年(平成21年)3月	釧路市都市計画マスタープランの改訂(中間見直し)
2021年(令和3年)3月	第2次釧路市都市計画マスタープランの策定
2022年(令和4年)3月	第2次釧路市都市計画マスタープランの改訂 (地域別構想の追加)

2 計画の位置づけ

釧路市都市計画マスタープランは、本市の最上位計画である「*釧路市まちづくり基本構想」及び北海道の「*釧路圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、*都市計画法第18条の2に規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。

なお、2017年(平成29年)に策定した「*釧路市立地適正化計画」は、都市計画マスタープランの一部とみなされるものです。

【釧路市都市計画マスタープランの位置づけ】



6 推進体制

本市では、これまで進めてきた「市民と行政が協働するまちづくり」の考え方をさらに深めて、「市民が主体のまちづくり」を実現するため、市民が参加しやすい環境づくりや協働意識の向上に努め、政策形成や事業実施など様々な場面において市民参加の推進を図ることとしています。

まちづくりを進めるに当たっても、市民が「自分たちのまちは自分たちでつくる」という共通の認識をもつことが基本であり、事業者も市民の一員としてまちづくりへ協力することが求められています。

このことを踏まえ、市民、事業者、行政が互いの役割を認識し役割分担を図りながら、創造的で開かれたまちづくりを目指します。

(1) 市民が主体のまちづくり

都市計画マスタープラン推進に当たっての課題やまちづくりの計画、取組み状況などを市民に提供するため、広報紙、町内会の回覧、ホームページといった情報手段の活用を図ります。

また、都市計画マスタープランに基づき、地域の活性化につながる取組みを進めるため、市民が主体となったまちづくりを行う組織の形成を支援します。



【まちづくり協議会による花壇整備】

(2) 庁内の推進体制の充実

都市計画マスタープランの進行状況やかかえている問題点について、職員が共通の認識をもち連携してまちづくりを進めるため、連絡調整や情報交換などの庁内における推進体制を強化します。

(3) 関係機関などとの連携強化

都市計画マスタープランを実現していくためには、国や北海道及び近隣市町村の協力が必要なことから、関係機関との連携強化を図ります。

また、事業者や法人など、行政以外が主体となることも考えられることから、都市計画マスタープランに基づく具体的な取組みについて、必要に応じて公民連携手法の活用の可能性について検討を図ります。

7 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりとなっています。

【釧路市都市計画マスタープランの構成】

第1章 釧路市都市計画マスタープランの基本的な考え方

計画策定の背景と目的や位置づけ、計画期間等を整理しています。

第2章 全体構想

第1節 現状と課題

釧路市の現状や情勢の変化、課題を整理しています。

第2節 基本方針

まちの将来像やまちづくりを進める指針となる4つの基本目標、基本方針を定めています。また、それらを踏まえた上で、将来都市構造を定めています。

第3節 都市計画方針

都市計画に関連する6つの分野別の基本方針を定めています。

土地利用方針

交通体系整備方針

緑(自然)の形成方針

景観形成方針

その他の都市施設等整備方針

都市防災方針

第4節 都心部まちづくり

都心部の整備方針、土地利用のゾーニング等を定めています。

第3章 地域別構想

全体構想で示した整備方針を踏まえ、地域住民と共に地域の特性や課題を整理し、地域レベルのまちづくりの方針を定めます。

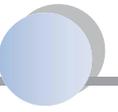
第1節 釧路西部地域

第2節 釧路中部地域

第3節 釧路東部地域

第4節 阿寒地域

第5節 音別地域



第2章

全体構想

第2章 全体構想

全体構想体系図

はじめに、本章の各項目のつながりをわかりやすくするため、全体の流れを以下のイメージ図に示します。

第1節 現状と課題

第2節 基本方針



大地に抱かれながら、
感じてずっと暮らせるまち

3 将来都市構造

(1) エリアの設定

(2) 拠点の設定

- ① 広域中核拠点
- ② 地域交流拠点
- ③ 生活拠点
- ④ 地域拠点
- ⑤ 観光・交流拠点
- ⑥ 産業拠点

(3) 交通の骨格の設定

- ① 道路の骨格
- ② 公共交通の骨格

(4) 緑(自然)の設定

- ① 面の緑
- ② 緑の大きな軸
- ③ 身近な緑の拠点

(5) 将来都市構造の総括

第3節 都市計画方針

1 土地利用方針

2 交通体系整備方針

3 緑(自然)の形成方針

4 景観形成方針

5 その他の都市施設等整備方針

6 都市防災方針

第4節 都心部まちづくり

1 都心部の整備方針

2 都心部のゾーニング



